

不妊治療費の一部を助成

不妊で悩んでいる人が経済的な理由で治療を諦めることがないように、4月から、不妊治療に対する市独自の支援を国の医療保険に上乗せして行います。

【本件のポイント】

- 不妊治療に対する市独自の支援を国の医療保険に上乗せして実施

【本件の概要】

1 助成の種類等

(1) 特定不妊治療費助成

ア 対象者

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚も含む。）で、治療開始時点で妻が43歳未満

イ 対象となる治療 体外受精、顕微授精（医療保険の対象に限る。）

ウ 助成回数

妻が40歳未満の場合…子ども1人につき最大6回まで

妻が40歳以上43歳未満の場合…子ども1人につき最大3回まで

※1回の治療につき1回助成します。

(2) 一般不妊治療費助成

ア 対象者

特定不妊治療以外で医師が認める不妊治療を受けている夫婦（事実婚も含む。）

イ 対象となる治療

タイミング療法、排卵誘発法、人工授精等（医療保険の対象に限る。）

ウ 助成回数 1年度当たり1回

※複数の治療を合算して1回助成します。

2 助成金額 医療保険適用後の自己負担額の3分の2（上限10万円）

3 申込み方法

医療機関に相談の上、子どもの育ちサポートセンターに必要書類を提出ください。

4 開始月 4月受診分から



←申込み方法の詳細は、
HPを御覧ください

【問合せ】 三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター 総合支援係 飯田
電話：0256-45-1114